

## 平成27年黒石市教育委員会第9回定例会会議録

日時及び場所 平成27年9月24日(木) 午後1時15分 黒石市産業会館3階 会議室

会議出席委員 委員長 村上良子  
1番 阿保淳士(教育長)  
2番 津軽承公  
3番 千葉小夜子  
4番 駒井順一

会議欠席委員 なし

### 説明のために出席した者の職氏名

教育部長 玉田純一  
指導課長 齋藤有  
学校教育課長 藤田克文  
社会教育課長 駒井昭雄  
文化スポーツ課長 成田秀範  
学校教育課長補佐 西塚啓  
学校教育課主幹 中田智子(書記)

### 会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第54号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に係る懲戒処分等について

### 会議の顛末

開会宣告(午後1時15分)

#### 第1 会議録の承認

平成27年黒石市教育委員会第8回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

#### 第2 会期の決定

会期については、平成27年9月24日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

### 第3 会議録署名委員の指名

村上委員長が「村上良子委員長」と「駒井順一委員」を指名する。

### 第4 教育長等の報告

#### 1 平成27年黒石市議会第3回定例会に提出した教育に関する事務の議案について

平成27年第3回黒石市議会定例会に提出した教育に関する事務の議案については、平成27年黒石市教育委員会第8回定例会で協議したとおり、可決された。

#### 2 平成27年黒石市議会第3回定例会での教育に関する一般質問について

##### (1) 学校教育課関係質問

##### ① 通学路の安全対策について（高佑会 高橋美紀子議員）

Q1 夏休み中の安全対策は、教育委員会から各学校に指導しているのか。また、今年の夏休み中の交通事故の状況は。

A1 教育委員会では、例年、夏休み前の7月上旬に、小・中学校長に対して「夏季休業中の生徒指導及び安全指導の充実について」の文書を送付し、事故の未然防止に関する指導の徹底を通知している。また、各学校では、保護者向けに「夏休み中の暮らしについて」の便りを配布し、学校と保護者が協力して指導できるようにしている。

今年の夏休み中の児童生徒の交通事故は、小・中学校で各1件、合わせて2件、いずれも自転車運転中に自動車と接触した事故の報告を受けている。

今後も、あらゆる機会をとらえて、児童生徒が安全な学校生活を送ることができるよう、交通安全指導の徹底に努めていく。

Q2 今後の安全対策はどうなっているか。

A2 市では、児童生徒が安全に登下校できる通学路の確保のため、市と教育委員会、青森県中南地域県民局地域整備部、黒石警察署で構成する「黒石市通学路安全推進会議」を設置し、定期的に通学路の安全確保に関する情報共有や意見交換を行っている。

8月に開催された黒石市通学路安全推進会議では、9月下旬から10月上旬にかけて、黒石東小学校区の通学路に関して学校、PTA、町内会等と一緒に合同点検を行うことを申し合わせた。その他の学区についても、降雪時における児童生徒の通学の安全確保のため万全を期す。

##### ② 学校給食について（高佑会 高橋美紀子議員）

Q1 平成32年度の小学校統合に合わせて学校給食を開始すると聞いているが、その実施方式はいつ決定するのか。

A1 学校給食の実施方式は、例えば、弘前市から給食提供を受ける場合は、提供開始3年前の平成29年度から計画的に弘前市東部給食センターの施設整備に着手するということから、その予算編成時期となる平成28年10月までに決定する必要がある。

また、市独自の自校式又はセンター方式、民間の活用によるセンター建設及び運営な

ど、本市で実現可能な手法を引き続き検討しているところであり、財政状況を考慮しながら平成32年4月の給食実施に支障をきたさぬよう、少しでも早い時期に、遅くとも弘前市からの提供と同様の時期に決定する。

Q2 実施方式は様々あるが、中学校への給食提供の可能性はないのか。

A2 中学校給食の必要性についても、保護者の要望等もあり十分認識しているが、当初から小学校での完全給食実施を最優先に取り組んできた。

まずは、平成32年度の小学校統合と同時の完全給食を実現した後、状況を見て、将来的には中学校の給食実施についても検討していきたいと考えている。

## (2) 指導課関係質問

### ① 学校教育問題について（新政会 三上廣大議員）

Q1 学校や教育委員会は、どのように小・中学校におけるいじめ問題の現状把握と対応に努めているか。

A1 すべての学校では、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ防止基本方針」を定め、全教職員で共通理解を図りながらいじめの未然防止等の対策に取り組んでいるほか、すべての教育活動の中で児童生徒の人間関係の変化や生活実態のきめ細かい把握に努めながら、いじめの兆候はどんな些細なことでも真剣に受け止め、教職員相互に情報交換をして迅速な対応を図っている。

教育委員会では、毎月学校から提出される「いじめの実態及び児童生徒の出席状況報告書」の中で、いじめの具体的な内容と指導の状況を把握しており、さらに「問題行動等生徒指導上の諸問題調査」や「児童生徒指導状況報告書」等いじめに関する調査でも現状を詳しく把握している。

その対応について、学校ではアンケート調査や教育相談、保護者面談を実施していじめの早期発見に心がけているほか、いじめを認知した場合は、事実関係の詳しい把握をするとともに、いじめられた児童生徒及び周囲の児童生徒への指導やいじめられていた児童生徒への心的配慮に努めている。また、早急に保護者と連絡を取り合い、具体的な対応策を協議するなど解決するまで継続的に指導を行っている。

さらに、学校におけるいじめの対処方針や生徒指導の情報については、学校が、参観日や学校便り等を通じて積極的に保護者や地域へ発信し、協力を求めているほか、民生委員や子供会、地域見守り隊や児童館と情報を共有し合いながら、いじめの未然防止に向けて地域と協議している学校もある。

教育委員会では、スクールカウンセラーや関係機関との連携を強化するよう働きかけるとともに、家庭と地域社会が積極的に連携を図った事例がさらに広がっていくよう啓発に努めていきたい。

また、今年度中に「黒石市いじめ防止基本方針」を定め、これに基づき、いじめの未然防止及び早期発見・早期解決を図るための必要な施策を総合的に策定する。

今後とも、いじめ根絶に向けて学校や関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたい。

Q2 教師のいじめ問題に対する意識向上や意識改革の手立てについて

A2 学校では、いじめに関する昨今の社会情勢や事件を鑑み、児童理解や事例研究などいじめに関する研修会を実施し、教職員のいじめ問題に対する危機意識と指導力の向上に努めている。

教育委員会としては、学校への計画訪問や生徒指導訪問、生徒指導担当者会議をとおして、①いじめの早期発見に努め、迅速に対応すること。②教師一丸となって、「いじめは

許さない」学校づくりに努めること。③豊かな心の育成のために道德教育の充実を図ること。④校内研修にいじめに関する内容を取り上げ、教職員の資質向上に努めること。この4点を学校に対して指導している。

Q 3 アンケート調査の回数と概要について知りたい。

A 3 いじめを早期に発見するため、市内のすべての小・中学校でアンケート調査を実施している。年に2～3回実施している学校がほとんどだが、4回以上実施している学校もある。

アンケートの調査項目、概要は「からかわれたことがありますか。」「仲間はずれにされたことがありますか。」「友達がいじめられているところを見たことはありますか。」「という直接的な質問、「学校は楽しいですか。」「食欲はありますか。」「毎日よく眠れますか。」「等間接的な質問項目のほかに、自由記述欄を設けて気軽に書きやすい配慮をしている場合もある。

このように、各校では、子どもの実態に応じて質問項目を改善しながら、いじめの小さなサインを見逃さないように取り組んでいる。

Q 4 意見交換の場はあるのか。

A 4 いじめの早期発見・早期対応に向けて、保護者や地域住民等関係者と連携することが大切と考える。

各学校では、民生委員や学校評議員、児童館職員と生徒指導に関する情報交換や協議の場を設けている。新たな組織を作らないまでも、既存の組織や会議を活用しながら、今後も学校と地域が協力体制を築き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができるように校長会を通じて働きかけていきたい。

② 学力向上対策について（高佑会 高橋美紀子議員）

Q 1 全国学力・学習状況調査、青森県学習状況調査の結果から本市の小・中学生の学力水準について知りたい。

A 1 はじめに、全国学力・学習状況調査では県ごとの公表のみで、市ごとの結果は公表されていないため、本市の学力水準については、平成26年度の小学校5年生・中学校2年生を対象に行われた青森県学習状況調査の結果で説明する。

教科全体で見ると、小学校は、県平均通過率60.3%に対し、黒石市は63.2%で、2.9ポイント上回っており、10市中1位という結果だった。中学校は、県平均通過率53.9%に対し、黒石市は46.6%で7.3ポイント下回っており、10市中10位という結果だった。

Q 2 調査結果を受けて、過去の施策と結果について知りたい。

A 2 教育委員会では、3年前より、調査結果を受けて、希望する小中学校への学力向上支援訪問を通して、学級担任や教科担任と一緒に授業改善に関する課題を探り、その解決策を見出す取組を行っている。

その結果、小学校では、指導方法の工夫・改善が一層図られていること、及び放課後や長期休業中の補充学習の積み重ねなどにより、好成績を収めていると思われる。

一方、中学校においては、小テストの実施などを通して基礎・基本の定着が認められているが、さらにこの身に付いた力を活用するための教材研究、並びに指導方法の工夫が必要だと考える。

Q 3 現在の具体的対策について知りたい。

A 3 現在の具体的対策について、大きく4点行っている。

まず、例年5月から7月において実施している計画訪問について、今年度は、教育委員会で作成した「わかる授業のためのポイント！」という資料を全教職員に配付し、授業に

おける導入・展開・振り返りの場面において、重点的に取り組んでもらう事項について説明するなど、授業改善に向けた支援をしている。

2点目は、各校の研修計画に基づく学校教育課題解決のため、校長の要請を受けて行う要請訪問で、校内研修及び日常の学習指導方法等について、指導・助言、情報提供をすることで、教員の資質向上に努めている。

3点目は、昨年度より行われている算数・数学「UPる」先生派遣事業で、小学校5人・中学校4人の指導員を配置し、学級担任・教科担任と連携しながら、2人の先生が一緒に指導する形で、児童生徒の学習意欲の向上と学力の定着を図る取組を行っている。

最後は、教師力「UPる」研究員事業、理科実技研修講座、小学校外国語活動研修講座などの教育委員会主催による研修事業で、各教科における専門性を高める指導法についての研修を行い、学力向上に向けた教員の指導力向上を図っている。

Q 4 調査結果を受けて、今後の対応について知りたい。

A 4 今後の対応としては、各学校において、4月に行われた全国学力・学習状況調査及び8月に行われた青森県学習状況調査の結果について分析し、授業改善に向けた対策を講じるほか、教員間で情報共有することについて、校長会を通して働きかける。

また、その対策について、学力向上支援訪問や要請訪問などの学校訪問を通して、授業改善に役立てるよう、今まで以上に指導・助言に努める。

さらには、過去の学力に関するデータの推移を分析し、本市の課題解決に向けた改善策を立案するとともに、校長会や学校訪問を通して、その改善策を各校に発信していきたい。

これらの1つ1つの取組により、次年度大きく結果が出せるよう期待している。

Q 5 小学校と中学校で順位の違いがあり、中学校が低い要因と対策について教えてほしい。

A 5 中学校が、毎年学習状況調査結果が低いというわけではない。秋田県の例にあるように、授業においてワークシートを統一したり、ドリルを徹底させたりすること、一時間一時間の授業を大切にしたりすることなどを学校訪問や校長会を通じて指導・助言していく。

### (3) 社会教育課関係質問

#### ① 黒石市民文化会館の一部再開について（自民・公明クラブ 工藤俊広議員）

Q 1 市から情報発信が必要ではないか。

A 1 これまで市民文化会館黒石公民館部分の一部再開に向けて工事費及びランニングコストの試算を行い、検討状況や試算額などは議会での答弁内容のとおりだが、今後は関係部署と連携を図り、広報やホームページを活用し、広く市民へ情報提供していく。

Q 2 市民の意識調査を実施する考えはないか。

A 2 市民文化会館・黒石公民館は本市の教育及び文化の振興にとって重要な拠点であることから、施設の一部再開は当市の重要課題として位置付け、財政状況を考慮しながら多方面にわたり検討している。

このことから、意識調査の実施については今のところ考えにくい状況だが、市及び地区公民館等が開催するイベントや集会など、市民が集まる場を活用しながら意見を伺い、参考にさせていただきたい。

Q 3 市の財政状況を考える上で文化会館再開を含めた優先順位を付けていかなければならないと思うことから、市民の意識調査を実施できないか再度伺いたい。

A 3 優先順位は、市全体とは別に、教育委員会としては学校の問題と同じくらい上位に位置づけている。

Q 4 市も教育委員会も全体で考えていかなければいけないのではないかと。調査内容に、判断

基準として工事費用やランニングコスト等を示し、市のイベントや公民館等で意識調査をすることは難しいのか。

A 4 教育委員会として必要な施設として考えているので、市全体を対象としたものではなく、市民が集まる場所を活用して意見を聞きたいと思う。

② 青少年の深夜外出の制限について（自民・公明クラブ 大溝雅昭議員）

Q 1 どのような規制があるのか。

A 1 深夜外出について、青森県青少年健全育成条例第24条では、第1項「保護者は深夜において、みだりに青少年を外出させないように努めなければならない。」第2項「何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。」と定めている。

なお、同条例第11条では「青少年」を、婚姻した者を除く18歳未満の者と、第15条の6で「深夜」を午後11時から翌日の日の出までの間と定義している。

Q 2 実際はどのように運用されているか。

A 2 青森県青少年健全育成条例第15条の6において、個室カラオケ店では「保護者が同伴する場合を除き、深夜は青少年を立ち入らせてはならない。」こと、第19条ではゲームセンター等の深夜興業の店としては「その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。」と設置者に義務づけられている。

Q 3 親の責任は。

A 3 青森県青少年健全育成条例第5条第2項において、保護者は「青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、あたたかい環境の中で青少年を監護教育するように努めなければならない。」と定めている。

努力義務ではあるが、親の責任は重いものとする。

Q 4 巡回指導と補導について

A 4 教育委員会では、大阪府で起きた中学1年生死体遺棄事件については、大変重く受け止めている。事件の報道を受け、学校長には、今まで以上に、保護者に対して児童生徒への指導の協力依頼をしたところである。また、青少年の深夜外出については、市内の各中学校において、祭り期間を除き、外出時は午後7時までに帰宅するよう指導している。

このほか、青少年相談センターを設置しており、平成26年度の実績は、専任指導員のもと指導員36人が日中74回、午後7時から午後9時までの夜間75回の巡回を行い、専任指導員は、年240日、延べ464回の巡回指導を行っている。

なお、午後9時から11時までは、切れ目のない警察による巡回が行われ、午後11時以降は、青森県青少年健全育成条例にもとづき深夜外出となり、警察の補導対象となる。

このように、教育委員会では日頃から学校や地域、黒石警察署と連携を図り、青少年の健全な育成に努めている。

Q 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正で考えられる影響は。

A 5 6月から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により、要件が緩和されることで、例えばゲームセンターに保護者同伴の場合は、時間規制が無くなるなどのケースが考えられ、施行された時は青少年の健全育成にとって何らかの悪影響が危惧される場所である。未来社会を担う青少年の健全育成の真意は普遍的なものであり、保護者が深夜に青少年を外出させないことについては、義務教育の段階から教育委員会と学校、関係機関が連携して、保護者へ啓発していくことが今後も重要であると考えている。

Q 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正で規制が緩和されることにより、子どもの次の日の学校生活に影響があるとよくないので、市としての考えはないか伺

いたい。

A 6 学校や地域、黒石警察署と連携を図り見守っていくが、親としての責任は重いものと考えている。

#### (4) 文化スポーツ課関係質問

##### ① 観光行政について（自民・公明クラブ 中田博文議員）

Q 1 保存修理事業で、こみせを昭和の町並みに復原できないか。

A 1 中町こみせ通りは、古いものは江戸時代より商家町として栄えた町並みが評価され、平成17年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものである。

中町地区の保存修理・修景事業は、基準に沿って、毎年、所有者の申請により実施されている。

「こみせ」復原は、あくまで所有者の意向によるものではあるが、これまで地区住民への説明を行い、理解をいただいていたことから、近年少しずつではあるが、相談をする方も出てきているところである。

車の出入りが必要な店舗など、今の修景基準では難しいところもあり、年月を要する事業であるが、「こみせ」を市民の財産として整備していくことにより、黒石市を訪れる方々にも喜んでいただけるものと信じている。

今後も所有者と協議し、予算獲得にも努力しながら保存修理・修景事業を進めていき、他の文化財同様ホームページ等で周知を図っていきたい。

##### ② 市民体育大会について（自民・公明クラブ 大久保朝泰議員）

Q 1 平成19年度から中止になった市民体育大会がその後行われていないが、市として新たに地区対抗でできる大会を開催できないか。

A 1 市では今年2月「健康都市宣言」をし、その中で「一市民一スポーツ」の普及を掲げており、スポーツ活動を通じて健康増進と市民相互の交流を図っていただきたいと考えている。

そのひとつとして、各地区対抗によるスポーツ大会も大きな意義があると考えます。

今年は、レクリエーションスポーツに重点をおいて新規事業を企画するなど、少しでも多くの市民に参加していただけるよう、事業を実施している。

また、来月18日日曜日には、スポーツを通じて互いの地区住民が交流を図ることを目的に、10地区対抗によるソフトバレーボール大会を開催する。

この大会を契機に、各地区協議会や参加者から多くの意見を聴き、今後は市民のニーズに沿った、市民主体の体育大会開催に向け検討していく。

Q 2 子どもからお年寄りまで楽しめる競技も検討してはどうか。

A 2 たくさんの市民に参加してもらい、誰もがスポーツに親しみ、健康増進と交流を図ることがとても重要なことと考えるので、大会の開催に向け、市民のニーズに沿うことと、議員からの提言を加味し、どんな競技があるのか検討していく。

#### 3 六郷小学校爆発事故について

平成27年9月18日に発生した六郷小学校厨房爆発事故の概要を教育部長及び学校教育課長が説明した。概要は以下のとおりであるが、これは、9月24日までのものである。

事故の報告を受け、教育委員会では、学校教育課長、ほか職員2人が現場に向かった。その中で

児童が2人怪我をしたが、病院で手当を受け自宅に戻っている。市長、教育長、教育部長が子どもたちの顔は見てきている。それから、臨時給食員の木立さんが亡くなった。その他給食員の女性2人は、まだ病院の方に入って面会はできていない。また、害虫駆除作業の男性が1名けがをしており、その方もまだ、今のところ面会できないということである。

教育委員会では、翌日19日(土)に学校長と打ち合わせをして、午後6時から保護者説明会を六宝館で行った。今回は、会議を公開という形で進めた。保護者の中では、給食はいつ始まるのか、安全の確保はどうなっているのか等質問があったが、教育委員会では来週28日からの登校を目指しているということで学校とも協議していると説明した。そんなにすぐ開けるのかと質問があった。

また、当日の様子はをどうだったのか教えてほしいという質問があったが、小学校では、今日と明日を臨時休業にして、校内の片づけ等を含めて来週の学校再開に向け準備している。

教育委員会は、現在、電気と電話が不通になっているので、回復に向けた作業をしている。破損した箇所もあるが、こちらは仮の補修ということで進めている。

事故の原因はまだ究明されておらず、ランチルーム及び厨房については、警察職員以外立入禁止ということで、現在も調査が進められている。

9月20日の午前10時からは臨時校長会を開催し、各校長に事故の概要を説明した。

また、秘書課の指示により、保護者も不安だろうし、同じように自校式の給食がある追子野木小学校と牡丹平小学校の2校について、22日にガスの点検を行うことにした。専門業者により、配管漏れはないか、警報器は正常に作動するかを点検した。この2校については安全を確保したので、今日から給食も実施している。また、ほかの小中学校についても、給食設備はないが、教育委員会では、自主点検ということで、実施する。また、その他の教育施設についても、安全点検を実施するという動きで動いている。

小学校の対応は、27日(日)に、地域や保護者の方達がボランティアで校舎周りのガラスの破片集め等環境整備することになっている。午前9時に学校に集まってボランティアで清掃の作業等をするという情報が入っている。

保護者から、給食の開始はいつになるのかという問い合わせがあったが、現在見通しが立っていないので、お弁当で対応をお願いしたいと話している。

安全の確保に努めて28日の学校再開を目指している。

事故当日の様子については、担任の先生が、とにかく子どもたちの避難、安全の確保ということを中心に行動したと聞いている。保護者会の後は、連絡が遅い等いろいろあったみたいだが、教育長から、とにかく児童の安全確保が優先だと指示があったので、それからの連絡になったことを了承していただきたいと思っている。

校長会の中では、できることがあれば言ってほしいということで提案をされていた。その動きの中で、それぞれの学校が日程の調整をかけて、他の学校の用務員達が六郷小学校に片づけ等の手伝いにいっている聞いた。

市長からは、とにかく子ども優先で、万全な体制をとって学校の再開してほしい。それから、原因究明のため協力するよという指示があり、いろいろな書類を提供している。それから、確かな情報を提供するというので、新聞各社にも同じ情報を流している。そして、ほかの施設についても、念には念を入れて点検するよという今日の午前9時の会議では指導されたところである。

被害状況について、厨房に関してはすごい被害である。今現在、警察の捜査中であり、警察の管轄内ということで勝手に出入りできないという状況になっている。それ以外の建物の部分に関しては、清掃及び被害のあった部分に関して撤去作業を始めた。一番被害の大きかった教室は、今回の



28日の再開には使用できない状況である。それと、被害があったのはその隣の普通教室。2年生の教室だが、入り口だけ爆風で飛び外れたという感じになっていてガラスが割れた。それに対しては隣のも交換して対応している。あと、何故か離れた生活科室の入り口、上の窓、準備室につながるドア等の被害が出ている。どういう状況でどういう風圧の動きでこうなったのかというのが警察、消防でもわからないという状況である。28日の再開までには、できる限り子ども達に被害状況等の影響がないような形で修理したい。水道に関しては、校内全部生きているので、水洗トイレが使える。電気、電話、ガス、灯油は、配管が、厨房を通過して全部校内に入っているため、今現在不通となっている。電気に関しては26日までに仮設で繋いででも復旧したいと考えている。電話も、業者の方との連絡待ちという形で対応している。ということで、教育委員会は全ての安全点検も含めて27日までに完了したいと考えて、今現在進めている。

あと、心配されるのは今回の爆破によつての校舎等に影響はないのかということで、機械でコンクリートの強度を測った。結果、コンクリートの強度に問題はないということで安全だという確認をとっている。

28日からの学校再開に向け、子ども達に影響がないように進めている。

(平成27年9月24日現在／教育部長・学校教育課長説明)

日程第5は人事案件のため、秘密会にしたい旨委員長から発議があり、委員全員異議なく、これを可決する。

公開審議終了（午後1時55分）

